自動車リサイクル法 引取業者 登録申請の手引き

1. 申請書の作成等

- (1) 申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表によりチェックした後、提出して下さい。
- (2) 使用済自動車の引取業を行おうとする事業者は登録申請が必要です。
- (3) <u>提出部数は正本1部のみです。</u> (申請者において提出書類の控え (コピー) を保管して下さい。)

2. 登録申請手数料

- (1) 引取業者登録申請手数料 4,000円(更新は3,500円)
- (2) 納入方法は銀行振込です。申請時に係員の指示に従ってください。

3. 提出先

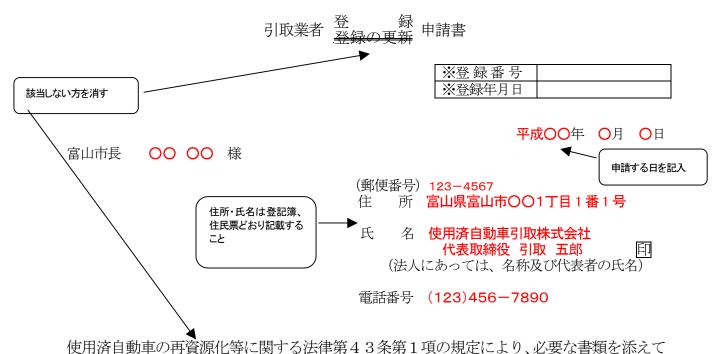
富山市環境部環境政策課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 (富山市役所東館2階) TEL 076-443-2178 (直通) FAX 076-443-2122

平成 17年 1月

富山市環境部環境政策課

記載例

様式第一(第四十六条関係)



引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に 記入すること。) (ふりがな) 役職名 氏 名 ひきとり ごろう 引取 五郎 代表取締役 ひきとり たろう 引取 太郎 取締役 ひきとり はなこ 引取 花子 監査役 法定代理人の氏名及び住所(未成年である場合に記入すること。) (ふりがな) 氏 名 (郵便番号) 住 所 電話番号 事業所の名称及び住所 名 称 使用済自動車引取株式会社 富山事業所 所在地 (郵便番号) 123-4567

電話番号 (098)765-4321

富山県富山市〇〇1丁目1番1号

使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認する体制

次のうち、いずれかを選択して記入してください。

- 1. カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための 方法を記載した書類(別紙のとおり)を有しています。
- 2. カーエアコンの構造に関し十分な知見を有する者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

引取業者の登録後の手続き等について

(1) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

電子マニフェストによる移動報告やリサイクル料金の収納等を行うため自動車リサイクルシステムへの事業者登録が別途必要になります。登録申込先は自動車リサイクルシステム事業者登録センターです。

(2) 標識の掲示

事業所ごとに、氏名又は名称、登録番号を記載した標識を掲示しなければなりません。 標識の大きさは、縦横それぞれ20cm以上のもの。

(3) 登録更新 (様式第一)

5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。

(4) 変更届出 (様式第二)

次の事項を変更したときは、30日以内に変更届出書を提出しなければなりません。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

(添付書類)

- ・個人の場合 → 住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し)
- ・法人の場合 → 登記簿の謄本
- ・欠格事項に該当しない旨の誓約書

※登記簿の謄本及び住民票の写し等にあっては、発行日より3か月以内のもの

- (注)個人で氏名が変わる場合(継承や法人化)、新規の登録申請が必要です(変更届の対象外)。
- イ 事業所の名称及び所在地 (添付書類:事業所の新旧対照表)
- ウ 法人である場合、役員の氏名 (添付書類:登記簿の謄本、役員の新旧対照表)
- エ 使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれている かどうかを確認する体制

(例えば、使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者がいなくなったため、代わりに使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を用意する場合)

(添付書類)

- ・使用済自動車に搭載されているカーエアコンディショナーにフロン類が含まれているか どうかを確認するための方法を記載した書類
- (5) 廃業等の届出 (施行規則様式第1号)

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から 30 日以内に廃業等届出書を提出しなければなりません。

該当する事項	届 出 者
ア 引取業の廃止	引取業者であった、個人又はその法人を代表する役員
イ 死亡	その相続人
ウ 合併による法人の消滅	その法人を代表する役員であった者
エ 破産による法人の解散	その破産管財人
オ 合併及び破産以外の理由による法人の解散	その清算人